

# 箕面市住民基本台帳ネットワークシステム検討専門員合議

平成19年 2月22日(木)10時～

箕面市役所 本館3階 委員会室

## 1. 事業者へのヒアリングの報告

## 2. 削除方法の検討

## 3. 国立市への視察報告

日 時：平成19年2月20日(火)午後1時から午後2時30分

視察者：江澤検討専門員、黒田検討専門員、秋田検討専門員、

対応者：国立市長、市民部長、市民部市民課長

随 行：事務局1名

内 容：① 切断後の事務処理方法及び職員の対応について

② 切断後の市民からの意見等について

③ 国・東京都との、その後の関係について

④ その他

## 4. その他

(参考資料) 平成19年1月31日(水)合議の議事録

1. 新システムの LAN 構成 (セキュリティに関する項目を含むので配線図は配布しない)

- 1.1 庁舎内の新 LAN はギガネットであろうか?
- 1.2 住基ゲートウェイサーバとの接続ルータは更新するのか?
- 1.3 豊川支所との通信ラインはどうなる?
- 1.4 庁舎内の LAN は更新するのか?
- 1.5 セキュリティに関する項目は省略.

2. 住民票コード削除に関連して必要な作業項目など

- 2.1 フラグによる住基ゲートウェイサーバへのデータ通信制御を実施する場合のスケジュール見積もりはどうなる?

2.2 住基システムから住基ネットへの通信プログラムのカスタマイズについて

2.3 既存住基システム (新システム) について

「コード削除フラグ」のようなもので、帳票印字・画面表示とも当該者について住民記録の中の住民票コードのみ表示されないようにする改造は RKK のパッケージ (住民記録システム、証明書自動交付機システム等) では可能なのか。また、コストはかかるのか。

2.4 住基ネットに対して

「コード削除フラグ」のようなもので、既存住基システム (新システム) においては当該者の本人確認情報を削除することなく、住基ネット (CS) に対してのみ当該者の本人確認情報に職権削除のコードを付けて送信することは可能なのか。また、コストはかかるのか。

削除方法 (根拠法令)	法的・行政サービス面でのチェック ・確定判決どおりの指示かどうか ・住基法等に抵触しないこと ・他の事務処理・行政サービス影響せず	システム面でのチェック		全体評価
		既存住民基本台帳システム	住基ネットワークシステム	
<p>1. 職権削除・職権記載方式 法 8 条 施行令 7 条 8 条 1 2 条</p>	<p>△判決が求められている削除の対象は住民票コードであり、本手法ではコード以外の本人情報すべてが削除される。 ×本手法は、住民基本台帳に記載される資格の喪失に伴うものでないため、職権による削除を行うべき根拠がない。 ×職権記載についても、住民基本台帳に記載される資格の取得に伴うものでないため、職権による記載を行うべき根拠がない。</p>	<p>○職権削除については元々の機能として有しており、対応可能。 △職権記載については住民票コード無しで住民票を作成するためのシステム改修が必要。</p>	<p>○職権削除については元々の機能として有しており、対応可能。 ×職権記載については、住民票コードのない状態の情報を既存住基システムから流すことも、住基ネットが受け取ることでもできない。詳細は不明。</p>	<p>×住民票コードのない本人確認情報を職権記載しても住基ネットには到達しないため、住基ネットCSには結果としては本人情報とコード全体が職権で削除された状態となる。 ×実態と異なる事由での住民票の削除は妥当な手法ではない。 ×職権削除により、府や国のCS内の本人情報を実態と異なる事由で削除するのは妥当でない。 ×戸籍の附票には職権削除・職権記載と記されるが、その場合の住定日に齟齬が生じる。</p>
<p>2. 職権による住民票の記載の修正 法 8 条 施行令 9 条 1 2 条 3 0 条の 4</p>	<p>△住民票コード以外の事項に変更があったときは修正しなければならぬとされ（施行令 9 条）、住民票コードについては、「住民票コードに係る誤記又は記載漏れ」があるときは、職権で修正しなければならぬとされている（施行令 3 0 条の 4）。 △本件が施行令 3 0 条の 4 に該当するか。</p>	<p>△住民票コード以外の事項の修正には元々の機能として有しているが、コード無しで住民票を作成するためのシステムの改修が必要。</p>	<p>×住民票コード以外の事項の修正には元々の機能として有しているが、住民票コードのない状態の情報を既存住基システムから流すことも、住基ネットが受け取ることでもできない。詳細は不明。</p>	<p>△本人の異動情報等（住民票コード削除情報も含む）は、文書等で府に通知することとなる。 ×住民票コードのない本人確認情報を住基ネットで送信できないため、府や国のサーバーには従前の住民票コードと本人情報とが固定化されて残る可能性がある。</p>

削除方法 (根拠法令)	法的・行政サービス面でのチェック ・確定判決おりの指示かどうか ・住基法等に抵触しないこと ・他の事務処理・行政サービス影響せず	システム面でのチェック		全体評価
		既存住民基本台帳システム	住基ネットワークシステム	
3. 確定判決を根拠としての削除方式	<p>△住基法の想定していない個別対応として事務手続きを行う。</p>	<p>△コード削除についてはコード無しで住民票を作成するためのシステム改修が必要。</p>	<p>×住民票コードない状態の情報を既存住基システムから流すことも、住基ネットが受け取ることできない。詳細は不明。</p>	<p>△本人の異動情報等（住民票コード削除情報も含む）は、文書等で府に通知することとなる。 ×住民票コードのない本人確認情報を住基ネット送信できないため、府や国のサーバーには従前の住民票コードと本人情報とが固定化されて残る可能性がある。</p>
4. 住民票コード削除手段としての住民票の改製方式  施行令16条	<p>△施行令16条で必要あると認めるときは、住民票を改製することができる。この場合には、削除又は修正された記載の移記を省くことができる」とされている。 ○この令16条に基づき、住民票コードが記載された住民票を改製し改製原住民票を削除とし、改製により住民票コードのない住民票を新たに作成するのは可能。 ただし、改製原となった住民票は除票として5年間保存される。</p>	<p>△通常の住民票の改製は元々の機能として有しているが、コード無しで住民票作成するためのシステム改修が必要。</p>	<p>×通常の住民票の改製は元々の機能として有しているが、住民票コードない状態の情報を既存住基システムから流すことも、住基ネットが受け取ることできない。詳細は不明。</p>	<p>○改製それ自体は住基法等に抵触しないが、住民票コードの削除については確定判決が根拠となる。 △本人の異動情報等（住民票コード削除情報も含む）は、文書等で府に通知することとなる。 ×住民票コードのない本人確認情報を住基ネット送信できないため、府や国のサーバーには従前の住民票コードと本人情報とが固定化されて残る可能性がある。</p>

市民部作成の「現在考え得る削除方法について」

システム面から検討した事項

(江澤メモ 2007-2-22)

1. 職権消除・職権記載方式
2. 職権による住民票の記載の修正
3. 確定判決を根拠としての削除方式
4. 住民票コード削除手段としての住民票の改製方式

どの方法も、法的・行政的・システムの良く検討されており、本検討会が開始される以前に立案されていたものとして、妥当なものと考えられます。

しかし、第2回検討会の合議において園田専門員から指摘されたように、判決における『削除』の実現方法を具体的に考える上で、さらなる検討が必要であると思われる。とくに、RKKのヒアリングで判明したことであるが、パッケージソフトの改造は可能な限り避けることが合理的な案を検討するために必要だと考えられます。

結局、以下の3点を再検討したいと考えています。

- (1) 『住民票コード無しで住民票を作成する』とあるが、既存住基システムのデータベースから住民票コード欄を無くすことは、パッケージソフトの大幅な改造を伴うので、避けたい。
- (2) 『住民票コードのない状態の情報を既存住基システムから流すこと』とあるが、住基ネットにおける箕面市からの送信先である大阪府に照会する必要がある。
- (3) 判決の85ページ目には以下に引用した判断が示されているので、CSおよびゲートウェイサーバの住民票コードを削除しないままで、既存住基システムに対する「住民票コードの削除」だけの作為に限定することは、控訴人らに関する住基ネットの運用を継続することになるので、不適切である。

『そうであれば、明示的に住基ネットの運用を拒否している控訴人らについて住基ネットを運用すること（改正法を適用すること）は、控訴人らに保障されているプライバシー権（自己情報コントロール権）を侵害するものであり、憲法13条に違反するものといわざるを得ない。』

横浜市における非通知申出者の住基ネットシステムでの「職権削除」について

2007.02.22

箕面市市民部

黒田専門員から、職権削除については、横浜市が選択制導入時に非通知申出者のデータを消すために行われた手法との事例紹介があった。

それに関して、横浜市の職権削除の手法は準備行為のテストデータを対象としており、また、横浜市・神奈川県・総務省・LASDEC の4者で合意された上で実施されたものであるとの事務局から補足的説明を行った。

これに対して、秋田専門員から当時の状況の聞き取り、4者の合意内容等をさらに調査するよう依頼があったもので、以下は横浜市への電話による聞き取りの内容である。

問い合わせ内容
○H15.4.9 と H18.5.10 の記者発表内容をホームページで拝見すると、住基ネット本稼働 (H14.8.5) 前に、準備段階として既に送信している横浜市民の内、非通知の申出をされた方 (84万人) の本人確認情報について、4者 (横浜市・神奈川県・総務省・LASDEC) で協議がなされ、横浜市から「職権削除」というデータを送信されたというように読み取れますが、如何か。
返答
○H15.4 の4者協議で、神奈川県・LASDEC が保有していた準備行為で蓄積された横浜市民の本人確認情報の内、非通知の申出をされた方の取扱いについて、消去ではなく「職権削除」ということを行った。 (既存住基システムから職権削除のメニューをどのように利用し、県・LASDEC のサーバのデータを削除したかどうかなど、その具体的な手法については、はっきりと言及されなかった。)
○H18.5 には「横浜市本人確認情報等保護審議会」からの答申などを検討し、全員参加の方針を決定した。非通知の申出をされた方の本人確認情報については、順次データ送信を行った。
○当時から横浜市は住基ネットの安全性が確認できれば、市民全員の本人確認情報を送信するとしており、当時、非通知の申出をされた方について、4者でその取扱いを協議したものである。

※別添資料：横浜市記者発表資料 (H15.04.09)

記者発表資料  
 平成15年4月9日  
 市民局地域振興部窓口サービス課  
 システム整備等担当課長  
 井原 周二 TEL:671-4329

### 住民基本台帳ネットワークシステムのデータ送信について

横浜市は、住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)の安全性が総合的に確認できるまでの間、申し出のあった市民の本人確認情報について、神奈川県へ非通知とすることとしています。

これまで、非通知の申し出をしなかった261万人の本人確認情報の利用について、総務省及び神奈川県と協議を進めてきましたが、このたび協議が整い、非通知の申し出をしなかった市民に関する情報等を、4月10日から神奈川県へ送信することになりました。

これにより、非通知の申し出をしなかった市民については、6月9日(月)を目途に住基ネットにおいて本人確認情報が利用できるように処理を行います。

今後、横浜市は、住基ネットの本格的な稼働を踏まえた、横浜市民全員の本人確認情報の更新データの送信にあたっては、住基ネットの安全性を総合的に確認してまいります。

横浜市はこれまで、住基ネットの安全性の確保のため、様々な懸念を表明し、提案もしてきましたが、このような提案が国等においてどのように反映されるかをきちんと確認してまいります。

また、「横浜市住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報等の保護に関する条例」の適正な運用を図るとともに、横浜市本人確認情報等保護審議会などで住基ネットの安全性について議論するなど、市としてできることは積極的に行い、住基ネットに対する市民の不安を解消するように努めてまいります。

#### 総務省・神奈川県・地方自治情報センター・横浜市における協議内容要旨

- 全国サーバ及び県サーバには、準備行為で蓄積された平成14年8月2日時点の横浜市民に係る本人確認情報が保存されている。
- 上記データに、更新データ(非通知の申出をしなかった261万人)及び更新されていない旨のデータ(非通知の申し出をした84万人)を送信する。
- データ送信は平成15年4月10日から開始し、平成15年5月31日を目途に完了し、平成15年6月9日を目途として利用及び提供が可能となることを目指す。
- データの送信は既存システムに影響を与えない方法で行い、それにかかる経費が発生した場合は横浜市の負担とする。
- 横浜市は、住基ネットの本格的な稼働を踏まえて、住基ネットの安全性を総合的に確認し、速やかに市民全員の本人確認情報の更新データの送信を完了する。

## 箕面市住民基本台帳ネットワークシステム検討専門員合議

1. 日時 平成19年1月31日(水) 10時00分～11時30分
2. 場所 本館3階 委員会室
3. 出席者 藤沢市長  
専門員 : 園田寿、秋田仁志、黒田充、江澤義典  
市民部 : 埋橋部長、谷口総務次長、高橋窓口課長、  
射場窓口課担当主査、村田市民サービス政策課担当主査、  
齊藤窓口課主査  
総務部 : 井上総務部長(政策総括監)、能勢総務次長、  
笹川情報政策課長  
市長公室 : 重松公室長(政策総括監)、西尾法制課長、  
合志法制課長補佐

### 4. 議題

#### (1) 資料説明等

- ・江澤座長が、これまでの経過を説明。
- ・事務局員が、配付資料を説明。

#### (2) 議事

(○: 専門員、◎: 市長、●: 事務局)

- 法令執務上、「削る」と「削除」には相違点がある。  
(別添資料「判決主文における『削除せよ』の意味」(園田メモ)参照)  
判決が求めているのは、「削る」ことではなく、名寄せやデータマッチングができないように「削除」することである。
- 税や国保のシステムで住民票コードを利用することはないか。  
●ない。
- 住民票の写しを請求する際に、住民票コードだけで請求することは可能か。  
●できない。
- 住民票の写しの広域交付を除けば、住民票コードが無くても市のサービスに影響はない。
- システム改修費である3500万円に関しては市民も関心がある。  
積算根拠として、現行システム入替のためアイネスからRKKへの移行という、2つのシステムを改修する費用である。  
原告1名への対応ではあるが、①別システムを構築するという考えであ



- る。②サーバをもう1つ購入するか、システム構成の変更もあるか。合理的、経済的に検討するのであれば、現行システムはそのままとし、新システムだけ対応すれば、40%くらいのコストダウンが見込まれる。
- 積算した時点では、「削除」はどのように考えていたか。
- 住民票コードを「削る」「削除」の区別する意識はなく、消去するものと考えていた。
- 大阪府への通知差し止めに関しては棄却されていたので、削除されたデータを大阪府へ送信しなければならないと考えた。
- また、他の市民からの申し出があった場合の対応も考慮した。
- いろいろな条件が含まれていた。
- 現システムにおいては可能だと考えたが、新システムはパッケージであるので、周辺部分だけか、コアの部分も改修する必要があるのかも分からない状態だった。
- 「削る」ということで考えられた金額だと思う。「削除」であればどうなるか。
- システム上それが可能かどうか分からなかったし、判決では「削る」を求めていると判断した。
- 1名に対して3500万円かかるというように、誹謗とまでは言わないが、インターネットの掲示板に書かれていることを、どのように考えているか。
- 市の方針が確定しない状態において、12月7日の本会議で100～3500万円と市長が発言された。
- その後3500万円が一人歩きして、控訴人にとって権利侵害ということも言われていると聞いている。このことで市民から問い合わせがあったか。
- 問い合わせはあったが、考えられる最大の金額であること、方針が定まらない段階であることを説明した。
- 控訴人への誤解を解くことを考えなければならない。
- 3500万円に関して10件のご意見があった。
- 反対が1件、金額への疑問が5件、原告が負担すべきが2件、市長が負担すべきが2件、である。
- わずかな金額で主文の履行を達成できないかをまず検討し、控訴人への人権侵害を何とかしなければならない。
- 私たちは控訴人に直接会うこともないので、会議の内容を踏まえ市で検討してもらえないか。
- 議事録が公開されるならば、今日のこの内容も議事録に掲載してほしい。
- ①箕面市の住民基本台帳から住民票コードを削除する。
- ②大阪府へCSを通じて送信する。
- この2つを守らなければならない。
- 小さな団体では、既存住基とCS端末で2回入力する。
- この方法だとあまりお金がかからないかもしれない。

住基ネットは、大阪府が委託する全国自治情報センターが管理しているので、そのシステムを変えることはできない。

職権削除は、あまりお金がかからず現実的ではないか。

- 例えば豊中市に転出した場合、他への影響はどうなるのか。
- 横浜市が選択制をとっていたときは、具体的にどのような処理かは分からないが、職権削除の処理をしていた。
- 職権削除について説明してほしい。

●削除には届出によるものと職権によるものがあり、確定判決によるものなので職権になるものと考えられる。

職権削除の具体的事由としては、死亡、国籍離脱、皇籍取得等がある。

- 届出はあるが実際には住んでいないような際に調査し、職権で削除する手法がある。

職権削除はシステム的には問題ないが、法的な問題が検討されなければならない。

- 削除はどのように処理するか。

●本市の場合、既存システムで削除し、住基ネットの事由は削除等で送信される。

●我々の裁量で職権削除したとしても、大阪府が管理するサーバにおける住民票コードを消すだけのためにデータを送信することはどうか。

慎重な検討をお願いしたい。

- 具体的に住民基本台帳法に書かれているのか。

●逐条解説には、先ほどのような事由が書かれているが、法においては「住民記録から除くべき事由があるときは」と書かれている。

- （判決文P. 87中段を朗読）

これによると、控訴人の住民票コードを削除した本人確認情報を大阪府へ送信することになる。

- 次期住民情報システムの導入業者であるRKKへのヒアリングは可能かどうか。

また、住基ネットに接続していない東京都国立市への視察は可能かどうか。

事務局から確認してほしい。

●補足すると、住基ネットに接続していない東京都杉並区においては、転出証明書に住民票コードが記載されている。

システムに接続していないだけである。

- ◎3500万円に関連した控訴人への対応は検討したい。

RKKへのヒアリングもしていただきたい。

視察も前向きに検討したい。

- RKKのヒアリングはセキュリティの問題があるので非公開で行いたい。

- 次回の日程は、ヒアリングが終わってからになると思う。